

平成 28 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 28 年 6 月 8 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 28 年 6 月 8 日（水）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊
7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守
10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課長	林 裕紀	総 務 課 長	田間 宏紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	中村 元紀	産業振興課長	中世古憲司
建設課長	東 博明	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	中西 豊
病院老健事務局長	田村 優	老健施設所長	藤川 健	総務課長補佐	里中 和樹
監 査 委 員	中村 功				

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中 孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号））
- 第 5 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 第 6 議案第 45 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 46 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の全部改正について
- 第 8 議案第 47 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 48 号 町税条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 50 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）

開議の宣告

○議長（中瀬 信之）只今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第1回玉城町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

定例会招集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成28年第2回玉城町議会定例会の開会にあたりまして一言挨拶をさせていただきます。平素、議員のみな様方には町政推進に格別のご支援を賜わっておりますこと、またそれぞれの立場でまちづくりに熱心に取り組んでいただいておりますこと、心から敬意を表する次第です。ご案内のように5月26、27日に行いました伊勢志摩サミット、無事に終了をいたしました。特に伊勢志摩、鳥羽が中心でございました。けれども、5月27日の昼食のランチに玉城豚が提供されたわけでありまして、大変嬉しく思っておる次第でありまして、特に日頃からこだわった飼育をされておられる農家の方々にこれから敬意を表するとともに、その努力の結果だと思っている次第でございます。ポストサミットが重要でございますから、玉城の美味しい農産物をはじめ、文化や歴史や伝統を多いに発信をしていかなきゃならんなど思っている次第ですのでどうぞよろしくお願いをいたします。本定例会では専決処分承認をお願いする案件、そして、法律の改正に伴いますところの条例改正と、或いはまた一般会計、平成28年度の一般会計特別会計の補正予算のご審議をお願いするということになってございます。何卒、よろしくお願いし、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（中瀬 信之）これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 中村 長男 君 2番 山口 和宏 君

の2名を指名いたします。

会期の決定

○議長（中瀬 信之）次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間としたいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から6月15日までの8日間に決定しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付しました会議日程案のとおりですのでご了承願います。

諸報告

○議長（中瀬 信之）次に、日程第3 諸報告をします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号 繰越明許費 繰越計算書（玉城町一般会計分）及び、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告第3号 玉城町水道事業会計の予算繰越計算書並びに、報告第4号 玉城町下水道事業会計の予算繰越計算書の提出がありましたので、配布をさせて頂きました。

次に、報告第5号 町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、また報告第6号 監査委員から平成28年2月分、ないし4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ、写しを配布しました。

また、原水爆禁止世界大会三重県実行委員会から、諸活動への協力依頼がありましたので、議会運営委員会で協議をいただきました結果、その写しを配布することとしましたので、ご了承願います。以上で、諸報告を終わります。

議案の説明

○議長（中瀬 信之）次に、日程第4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度 玉城町一般会計補正予算（第7号））を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

○町長（辻村 修一）議案第43号 平成27年度玉城町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、専決処分についてご承認いただきたく報告するもので、地方創生に関連し国に申請しておりました2事業が採択され緊急に実施すべき必要があったこと、また、財源措置のある起債を増額することが可能となったことに伴う補正予算であります。

予算につきましては、歳入歳出それぞれ6千735万円を追加し、予算総額を58億9千626万3千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第43号 平成27年度 玉城町一般会計補正予算（第7号）専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

歳入から説明をいたします。予算書9ページをご覧ください。

歳入で国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、地方創生加速化交付金におきまして5825万円を計上いたしております。内容につきましては、歳出のほうでご説明をいたします。

町債、町債、総務債、庁舎太陽光発電設備設置事業債におきまして970万円を計上しております。これは元利償還金に対し30パーセントの交付税算入のある地域活性化事業債の増額が可能となったことによるものでございます。

次に歳出のほうを説明いたします。10 ページをご覧ください。

総務費、総務管理費、企画費に交付金事業分として 5827 万円を計上しております。これは国の交付決定を受けたもので、まず、委託料で 5217 万円を計上いたしております。内訳は自立可能な地域運営組織設立支援業務委託費 2749 万 7000 円、高度技術を活用した玉城産豚の高付加価値化・ブランド化推進支援事業にかかる委託費 2467 万 3000 円であります。備品購入費は 550 万円は高付加価値化に伴う事業備品購入費を計上しております。また、同事業にかかる経費として、事業費 22 万 5000 円、役務費 37 万 5000 円を説明覧記載の内容で計上いたしております。以上簡単ですけど補足説明をさせていただきます。よろしくご審議を賜りましてご承認くださるようお願いいたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。

発言を許します。9 番 北 守君

○9 番（北 守）歳出の企画費、委託料の中で、今、副町長から簡単に説明を受けんですが、自立可能な地域運営組織支援業務委託費ということで以前にも議会で説明を受けたこともあるんですけど、これはひとり親の保健師さんを対象に事業を進めておられるということですけども、今の進捗状況をまずお伺いしたいと思います。それからもう 1 つはその下の玉城豚の高付加価値化・ブランド化、これ二つの事業ですけど、これはどこへ業務を委託するのかどうか、その点お伺いします。

○議長（中瀬 信之）総合戦略課長 林 裕紀君

○総合戦略課長（林 裕紀）1 人親の上乗せ交付金ですね。昨年 8 月に交付決定を受けた上乗せ交付金の 1 人親の移住定住ですけども、この分につきましては、この年度はこの地域運営組織の中に組み込んで引き続き行なっていきたいとこのように考えています。以上です。

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）お尋ねの件でございますが、この業務の委託の相手先というのはデロイトトーマツコンサルティング合同会社ということでここで契約をさせていただいています。

○議長（中瀬 信之）北 守君

○9 番（北 守）総合戦略課長のほうからも答弁いただいたんですけども、まず 1 人親の保健師さんが、だいたい見つかったのかどうかということと、それから、運営組織に対する金額の委託やとこういうふうに解釈しておるわけなんですが、そういう点で、まず組織を立ち上げるのが先なんか、人を探るのが先なんか、ちょっとそこらへんがよく分からなかったのもう一度ご答弁を願いたいと思います。

それから、もう 1 つは、その効果付加価値化の問題でコンサルタント料ということで

今お伺いしたわけなんですけども、いわゆるコンサーを入れて、どういう方向に玉城としては持っていくのか、というのがあろうかと思うんですけど、玉城町としては、この方向性というものを持っておられるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之）総合戦略課長 林 裕紀君

○総合戦略課長（林 裕紀）1人親につきましては、イベントもさせてもらいまして、10組の方が玉城にお越しいただきまして、その中であと2組の方が保健師、看護師の免許を持った方が3組お越しいただく予定やったんですが、急きょ2組が欠席になりました、10組の中の1組だけでした。その方につきましては、やはり、こちらのほうを見ていただいた中で、いずれはこちらのほうへ引っ越してきたいという意向は持っておられました。このまま、すぐにこの方を受け入れても、突然、玉城の職員にさせていただくわけにはいきませんから、これを新たな、組織を作って、そこに採用される新しい美術モデルとしたいということで、次には、こういう方々が見えるということを経験し、上乗せ交付金で実証実験をやっついて、今年度は受け皿となる地域運営組織をどのように作っていくのかという。町がNBOで受け皿を作るのではなくて、今後、全国的な色んな自治会や町内会にしても加入率が下がっている中で、自立可能な自走できていく、自分たちで経営できていく、そういうふうな地域運営組織とは一体どんなものなのかと、この3月1日から地方創生室のほうで地域問題の課題解決のための地域運営組織の有識者会議というのが3月から始まっています。ですから、おそらく早ければ来年の春、遅くても再来年の春には、新しい法人格を目指した法律が立案されてくるように思っています。その新しい法人格とは株式会社でもない、一般社団法人でもない、NPOでもない、新しい地域運営組織ができる自走できる、引き続き長いこと運営ができるそういうふうな法人格を今検討課題で石破大臣のもとで有識者会議が5月8日、第4回の会合が開かれています。夏ぐらいに中間発表があると思っています。この法律が動いて立法されて、制度化されたところを目指して我々もどういうふうなのが、自治会もそうですし、たとえば人材センターもそうです。法人というのがどういう形でNPOでは利益ができませんし、もうけられません。ちゃんともうけていただいて貯金をして、また持続運営する、それがまた会員にお金が配当で戻るといような、そういう新しい法人格を国はこれから考えていくと思いますので、そういうところを我々も全国で1600ぐらい地方運営組織があるらしいんですけども、8割はやっぱり残って欲しいというのが市町村の願いだそうです。ところがその内の7割は法人になっていません。残った3割はほとんどNPOです。となると、これはやっぱり自走できませんね。ですから自走できるというところをどのようなビジネスモデルを考えていけば自走できるのかということはこの1年間コンサーと一緒に考えていきたい。その中で1人親の受け皿ももちろん、高齢化が進んでいく中で保健師、訪問看護師、そういうふうな方が減ってくるという、高齢者が増えてくる、その中で役所の人口減少をしていく財政力が落ちていく、職員数も減っていく中でどのように、行政だけで、行政の保健師だけで、看護師だけでまかなっていくのではなくて、

そういう形のビジネスをして、隙間をうめていただくという産業も同時に考えていきたい。このようなことで一年間、地域運営組織の設立に向けた準備として、コンサルティングをして、研究したいとこんなことを思っています。

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）お尋ねのこの事業の方向性でございますが、ご承知のとおり玉城町では年間、約2万トンの豚が出荷をされております。畜産の産業につきましては、玉城町の期待の産業ということもございまして、これまでもいろいろ養豚組合では良品の豚を飼育したり共同資料の開発をしたり、いろんなものが持ち寄りまして、そういった玉城産豚の品質の向上に取り組んできたところでございます。

ただ、その一方でいろんな情勢が変わっております、生産者の高齢化とか将来的な人口減少に伴う後継者問題、それから大きなTPPの・・・によります外国産豚の輸入の増加による競争の激化が考えられるということで予想されます。従いましてこの事業の方向性としましては、こういった町政に対応すべく、農畜産業の活性化、販路拡大によりまして産業振興をとということで政策として方向性を位置づけています。

○議長（中瀬 信之）北 守君

○9番（北 守）1点目の保育士さんのNPOでもない新しい法人格を作っていくということで今後進めていっていただきたいと。そして保健師さんのほうも一定進めておられるということで確認させていただきました。玉城豚の場合は私も知識不足というのですか、玉城豚といっても、例えば松阪牛といえどどこからどこまでとかあると思うんですけど、一般的に玉城産豚といっても、なにか成分とかなにかで、そういうものをはっきり区別するものがないと聞いておりますけど、活性化ということですので、そこらへんをなにかもっと明確に玉城町の豚やということで示していくというそういうお考えというのですかコンサルティングを受けるというのですから、そういう考えはあるのかないのか最後にお聞きします。

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）今年度の事業におきまして、ご意見がございましたとおり、高度技術による高付加価値化ということでやはり味覚、それから評価、分析、そういったものをこの事業によって実施をしていきまして、いわゆる美味しさの魅力化というものを実施をしていきたいということでこの計画で進めさせていただきます。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。13番 奥川 直人君

○13番（奥川 直人）先ほどご質問あったように、続きですけど、自立可能な地域運営組織設立ということでご答弁いただいたわけでありまして、これとですね支援業務委託料ということで設立に対する支援業務を委託するというので2049万7000円を使うわけでありまして、これは年度内に使えるのかどうかということをお聞きをしたいと思えます。そして、もしそれであれば、具体的な計画性、非常に難しい組織の初めて、そういったものを国の指導も得ながら作り上げるということですので、この2049万7000円が

この 28 年度中に使えるのかどうか。これが 1 点です。もう 1 点は先ほど高付加価値化ということで、ブランド化この 2 点がありましたけど、これにつきましても、豚の玉城産ブランド化という形で専門性と玉城豚というものはこういうものだということを色んな科学的化、いろんな飼育の管理のレベルなのかわかりませんが、ブランド化をしていって、1 つの形を作っていきたいということでありました。豚だけではなくて、今ここに言われておりますのは、もう少し他のことも含めて手広くやらえるのかどうか。豚一本にしぼるのか、農産物なりいろんな形のものを 2467 万 3000 円を使って豚以外のものをやろうと考えておられるのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）総合戦略課長 林 裕紀君

○総合戦略課長（林 裕紀）この件につきましては、もちろん予算は 27 年度の補正予算ですね、今回、専決をいただいておりますので、27 年度の補正でお金がつきまして、28 年度の繰越明許となっておりますので国も。ですからこの事業は 28 年度中に完結しなければならないということになっていきます。これから 1 人親のほうの研究会も続けておりますので、この方々の主なメンバーも引き続き、3 月までに 4 回ぐらいの研究会の開催を考えています。ほんとは 1 月ぐらいに 4 月から向けた新しい法人格をもった組織を立ち上げたいというのが希望です。ところが、今申し上げたように国が 3 月 1 日から地域の問題解決のための新しい地域運営組織の設立に向ける有識者会議が夏ごろに中間発表がありますので、法制化ができないと玉城だけ走って、法人化ができないわけですから、法律を見ながら、法律が制定されたときに、いち早くそういう法人格が実行運営、実証実験ができるような体制を問いたい。その研究を今年コンサルと一緒にいろいろ勉強していきたいと考えておりますので、宜しく願いをいたします。

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）お尋ねの件の業務委託料でございますが、本音度につきましては、27 年度繰越の加速化交付金を持ちまして玉城豚のブランドのみの部分で業務を実施したいとこのように考えています。他の農産物につきましては、総合創生戦略の中にもいろんな農産物についても高付加価値化、産業振興政策につきまして、掲載をさせていただきますので、るる町単のことですね、そういったものでまた、今度実施をしていくことになろうかと思っておりますので、今回につきましては、玉城豚の高付加価値化ということで玉城豚のみ限定させていただいております。

○議長（中瀬 信之）13 番 奥川 直人君

○13 番（奥川 直人）林課長お答えいただきましたけれども、そうすると 28 年度でこの組織設立の関係の予算を使うということでもありますけど、これについては国がはっきりしないと手が出せない、ですから、それを想定しながら事前にそういうコンサルをつかいないながらやりたいというんですけど、それある程度方向性が出てこないと使っても、先走っても無意味になる可能性がある。その見極めについてはどのような判断をされようとしておられるのかということと、豚のブランド化については 2467 万 3000 円というものを

使って、この私が言いたいのは金額が高くないのかというふうなことを言思うんです。豚のいろんな商品を、玉城町の産物をこれからブランド化していかないかんということで、これが豚のブランド化の発端になって、いろんな形で、各農家が各産物が玉城町のブランドということは今後狙っていかないかんという先駆けになるんで、これぐらいのお金がかかるのか。その辺のお考えと少し先を見越した玉城町のこの農産物の付加価値を上げるために、どんな施策で展開されようとしているのか、その考え方も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君

○総合戦略課長（林 裕紀） 立法が出来てくる中で一番問題になってくるのはやはり税制措置やと思っています。ですからそういうビジネスモデルが立ち上がったときの固定資産税をどうするか、法人はどうするか、事業税はどうするか、その時の減免があるのかとか、利益に対しての法人税、このあたりが問題になってくることやと思っています。ここはまあ、設立するにはここんところパスしないと、我々も動けないのが事実です。ただそれだけではなくて、そここのところが一番ネックやと思っていますので、どんなものがビジネスモデルとして自走できて持続可能なものができるかの検討については法律をまたずしても勉強はできるとしていますので、それは平行して国の税制優遇措置とも見極めながら平衡して進めていきたい。そういう時期がきたらやはり準備段階をしっかりと整えて、そういう法人格を立候補していただかないかんわけですから、やはりやっていただくのは個人の方になりますので、そういうのがどういうことができるかということをしっかり勉強して、この1年間法律の改正に向かっていきたいとこのように考えています。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長（中世古憲司） ブランド化に向けた業務でございますが、まず当然畜産農家それから行政、・・・等含めたところとブランド化に向けた現状分析検討会を実施しております。その後、高度技術を用いた実証実験ということで、最近あります、よく言われる熟成肉とか、玉城豚はなぜ美味しいのか、そういったところをきちっと現状をふまえながら、美味しさの見える側の分析を専門機関にお願いをするということになります。当然これからブランド化をしようと思いと・・・施策、そういった隣のレストランとの町の支援、当然必要となつてこようかと思いとしますので、そういったものの業務含めてこの金額となっております。従いまして、非常に大きな金額ということもございまして、今後玉城町の中では色んな農産物ございますのでやはり多目的な取組みということもございまして、これを参考とさせていただきますして他のブランド、イチゴ、柿とかそういったものを参考にしながら、この農産物につきましてもブランド、高付加価値化というものを進めていきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君

○13番（奥川 直人） 創生計画そのものが、林課長おっしゃったように税金とかそういうも

のについては確かに専門的なものがあるんだけど、それについては物理的というか、やる以上はそういうものはついて回るものものなんだけど、創生計画は地域にあった、地域のオリジナル的なすすめ方というものが必要なんで、そのへんはやっぱり玉城町にあった創生計画につながるような形で進めていただきたいというふうに思います。そしてブランド化につきましては戦略的な取組みということを期待をして、我々理解をさせていただきたいんですけども、玉城町の農家が非常に厳しい状況におかれている、そういった意味では、幅広く今回やったことが各商品に活かせる、農産物に活かせるように是非進めていただきたいとこのように思います。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。6番 小林 豊君

○6番（小林 豊）同じく委託料の先ほどから質問のあります玉城産豚の高付加価値化・ブランド化推進支援業務委託費についてお聞きしたいと思います。俗にいいます、今出回っている玉城豚というのは、その豚をブランド化していくのか、新たなものを見出していくのか、まずこの点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）お尋ねの件でございますが、現状玉城豚と言っておりますけども、実際はあるところのアクトファームさんに出していただいているところが玉城豚ということで我々は認識をいたしておりますが、ただいろんな店舗を見ますと玉城豚といのがそれ以外の豚も出ておるところがございますので、そこを今の現状の玉城豚と言うのがまず名前として中身のブランドとして統一をされていないという現状でございます。従いまして、これからどのレベルで統一をするか、また、付加価値をもう一つワンランク上げて付けるのか、そういうところにつきましては、これから協議をさせていただくつもりでおりますけど、現状のところにつきましては玉城豚につきましてはブランド化をこれから推進していくのではなく、はやり、何が高付加価値化なのか何が美味しいのかということ ころを明確にしつつ、新しいところのブランド化をもう一つありましたら、そういった項目を含めまして、確立をさせていただきたいとこのように今のところ考えております。

○議長（中瀬 信之）6番 小林 豊君

○6番（小林 豊）なんとなくニュアンス的にはよくわかるんですが、というのは何が言いたいかと言うと、今、アクトファームさんのほうで販売されとるのが玉城豚と位置づけをもっていくのであれば、アグリで販売されとる豚というのは、ほぼ1軒の農家ですよね、これご認識あると思うんですけど、そこのレベルに全部を持っていくとか、それじゃなしに大きくとらまえて玉城町で飼育された豚を玉城豚といくのか、この点によって方向性が全然方向性が変わってくるように思うんですよね。そのへん、もう一度ご答弁いただけますか。

○議長（中瀬 信之）総合戦略課長 林 裕紀君

○総合戦略課長（林 裕紀）おっしゃるとおり種豚と言うのですか、母豚、えさとが共

通されていませんので、今出とる豚はいろいろあるというのはご存知のとおりやと思っています。ただ、一つは、やはり1次産業、畜産を孫の代まで、利益を求めてやっていただくということがやはり総合戦略、地方創生の柱だと思っていますので、やはり玉城町の我々の行政側の目的希望としては新しいスーパー玉城豚のような新しい豚を作って、今100グラム240、50円で売とるロースの中にワンランク上にしたそういうふうなお肉を出していただいて、そこで利益を得るということを目指していきたい。そこに、どんなものを付ければ仮称スーパー玉城豚となるのかというものを高付加価値という新しい高技術を使ったものでやってみて、そこに農豚農家の4軒の方々にご賛同いただき、4軒がこぞってそちらへ向かえば一番いいんですけども。それを1軒2軒3軒と伸ばしていきたいというふうには、我々の今回の今年の事業としては、まず、目指していきたい。そこに養豚業者の方々のご理解と今後の理解、そういったところを考えていきたい。そういったことが今年の事業というこというふうにとられています。

○議長（中瀬 信之）13番 奥川 直人君

○13番（奥川 直人君）先ほど、ブランド化で、中世古課長のほうからお伺いした内容と今、林 課長から聞いた内容とちょっとイメージが違います。ということはブランド化するためにたくさんの農産物があるから、それもやるよというふうにおっしゃっておったわけですね、ということは、スーパー玉城産農産物というものをこれから作っていくのかということをお我々、両者二人が答弁された内容違うわけ、目的が。我々としては一般的に次の世代、要はとにかく農家は、今食べていける、やりがいがある、働きがいがある農産物をいかに作るか。これ今一番大事なんです。あきらめようかなじゃないです。林課長は言われたんは、いやいやどんどん儲かるやと、そのために2600万円かけてやるよと。こういうふうにお我々は受けとめるわけなんです。スーパー玉城豚。そうすると今これからですね、中世古課長がおっしゃるとるブランド化という差、ブランド化と格差をどうつけるんやということについて、先ほどの答弁、食い違いがあるので、そのへんお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中瀬 信之）質問は3回になっておりますが、今回は課によって答弁が違うという指摘ですので、その辺だけ答えていただくということで。

産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）先ほど総合戦略課長のほうから、スーパー玉城豚、これは仮称ということで申し上げてもらいましたが、やはりスーパー玉城豚という名称はそれとして、やはり付加価値化を付けるということが一番の産業の振興政策の近道になるのではないかと私も押さえどころで押さえ方をしています。従いまして、イチゴで「かおり野」とかいうことも三重県のブランドになっておりますので、こういったところに玉城とのブランド化をしようと思うともう一つ何かを加えて実行をしていきたいというふうにお考えしております。農業につきましては、こういった攻める農業とそれから守るべく農業と二つのパターンがございますけれども、それを一つとしてすべてもうかる農業

ということもございますけども、守っていくべき農業というのもございますので、そちらのほうは産業振興側のほうで押さえどころとして持っておりますので、今回、地方総合戦略に載っとるものとか、創生計画に載っているもの、この交付金については……
ということで自走をするということもございますが、いろんなパターンが農業もござい
ますので、今回がスーパー玉城豚云々の話はですね、高付加価値化を付けるという意味
でのあくまでも一つの例ということでご理解をいただきたいと思っておりますので、宜しくお
願いをいたします。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。

（「林課長、さっきのでいいの」の声あり）

総合戦略課長 林 裕紀君

○総合戦略課長（林 裕紀）中世古課長言うとおりで、我々いつも席を共にして、会議
を共にして、コンサルも一緒に入ってやっておりますので、伝えた言葉はどうかわかり
ませんが、二人の考え方は一致しております。ですから、今4軒がそれぞれの思いで、
美味しい豚肉を作っていただいています。これはこれでいいわけであります。ただ、玉
城町としては総合戦略の中でブランド化を進めていこう、これは豚だけではなく、他
のブランド化も進めていく中で、まず所得を見てみると米よりも豚の養豚のほうが出荷
高が多いということで、しかも4軒の豚やさんも今、跡継ぎもできたりして担い手もで
きているような状況でありますので、豚も有名です、もちろん米も有名ですけど、豚も
有名ですから、豚肉をまずブランド化できるやろか、1本ができるやろか、町として養
豚業者の方に何かお力になるようなことがないだろうか。そして永遠に養豚業を続けて
いただいて、先ほど申し上げたように息子の代、孫の代まで所得がもうけていただいて、
経営が成り立つようなお手伝いできないかということで我々がやっておる、養豚業者
の方々からブランドを作ってくれ、役場に申し出があったわけではございません。我々
が何かお力になれることがないのかということで、今回、交付金をいただいてやってい
くということが柱でございます。

○議長（中瀬 信之）3番 竹内 正毅君

○3番（竹内 正毅）これ前回もこの話がでたと思うんです。その時にどういうふうにし
ていくかと言う話がでたと思います。もう一つ、今、林課長が言われたように養豚業者
をまとめて1本にして、ブランド化を進めていくのか、1軒の家だけを対象にしていく
のかと言う話をはっきり決めてこの場で報告していただきたいと思っておりますがどうす
か。

○議長（中瀬 信之）総合戦略課長 林 裕紀君

○総合戦略課長（林 裕紀）今、申し上げたように養豚業者の方から1本化してくれと
要望があったわけではございません。今後我々は、1本化していくことが一番望ましい
と思っております、行政としてブランド化していくのに。ただ、ブランド化は有名にすれ
ばいいというものではなくて、何度も申し上げるように、やはり孫の代まで、しっか

り経営ができるというのがブランドやと思っていますので、そのためにはこういうことをするのがいいのではないのかなということを提案していきたい。そこにたまたま1軒が乗っかっていただけるのか、2軒なのか3軒なのか、やはり養豚業者さんのやる気にもかかっています。やる気を起こさせるのには我々が提案をしていかないかんとというのが今年の事業の、まず、たった1年しかないけれど、この事業でやっていきたいというのが柱でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。8番 北川 雅紀君

○8番（北川 雅紀）その下の企画費の備品購入費 550 万円なんですけど、何を買って、誰がどう使うのか。お願いします。

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）この備品購入費の 550 万円に関しましては長期高度冷蔵保存ができます熟成肉が可能となります電磁波式の冷蔵庫を購入する予定でございます。置くところにつきましては、先ほどもお話がありましたように小売は今のところアクトファームでございますのでアクトファームのほうに設置をさせていただく予定でございます。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。8番 北川 雅紀君

○8番（北川 雅紀）これ、全員協議会の時も言ったんですけど、町がやるからには4業者はまたはその1業者だけがもうけたり、発展していくというのではなくて、そこから波及してきて、いろんな人がもうけたり、お金が回って、総合的にこれをやった意味があるなということに意味があると思うんですよね。その冷蔵庫とか1人のところに置くというのもまあ始まりとしてはいいと思うんですけど、なんか発展性のあることですね、これやっていくのにあたって飼料米をその4業者に買ってもらって、その飼料米を玉城町の人らが売ってもらうとか、なんか、やっぱりその養豚組合1業者だけがもうけることじゃないような結果を心がけて一緒にこの事業と平行して、町独自にやって欲しいなと思います。

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）すでに養豚農家に向けての話合いというのは進めさせていただいてまして、その意見交換の中でも、やはりそういった玉城町独自の取組みというものをはさみながら、先ほど北川議員からご意見をいただきました耕種農家ですね、そういった飼料米を含んだということも検討材料の中にも入れさせていただきまして、みなさんがうまく潤うような政策にもっていきたいと思っていますのでよろしく願いをいたします。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上で、本案に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

まず、反対討論の発言はありませんか。

これで、討論を終了します。

これから、議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度 玉城町一般会計補正予算（第 7 号））を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度 玉城町一般会計補正予算（第 7 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第 5 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第 44 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、専決処分についてご承認いただきたく報告するもので、平成 27 年度会計の償還収入に 2818 万 8 千円の歳入不足となり、平成 28 年度会計から繰り上げ充用により補填したものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明）議案第 44 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の補正は平成 27 年度会計の償還収入に 2818 万 8 千円の不足が生じたため、平成 28 年度会計から繰り上げ充用により補填するものであります。予算書 7 ページをお願いします。

歳入で款、諸収入、項 1 貸付金、元利収入、目 1、住宅新築資金等貸付金元利収入、節 2、滞納繰越分 滞納繰越分におきまして 2818 万 8000 円を計上し、同額を 8 ページ、歳出の前年度繰越、前年度繰り上げ充用金としたものであります。本案につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、平成 28 年 5 月 31 日に専決処分をさせていただきました。貸付金の回収状況の概略を説明させていただきます。平成 27 年度、現年度の償還金の状況につきましては、収入役 43 万 2528

円で未収金は 30 万 372 円となり、回収率は 59%であります。徴収につきましては、努力をしているところでありますが、中には返済能力が極めて困難な状況の方も見え、過年度分の回収率もほぼ横ばい傾向にございます。引き続き回収率の向上と貸付金の目的、返済猶予につきまして努力をしてまいりたいと思っております。ご審議のうえご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（中瀬 信之）以上で提案理由の説明を終りました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。まず本案についての質疑を行います。発言を許します。発言を許します。

1 番 中村長男君

○1 番（中村 長男）この件につきまして、貸付金の回収が滞っているのが原因のようにお聞きしたんですが、何軒ぐらいの方が、どれぐらいの期間、滞納になっておられるのかの形の中で、その改修の見通しですね、もう少しご説明をいただければと思います。かなり苦しい方もお見えになるということでございますので、100 パーセントの回収は難しいかもしれませんが、一応補填をする関係上、そのへんの回収につきましては見通しもお聞きしておきたいなと思っておりますので、関係方よろしくようお願いいたします。

○議長（中瀬 信之）税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明）この件につきまして、平成 27 年度末で対象者の方 13 名でございました。そのうち、債務証人これを 9 名の方に執らせていただいています。これらの方につきまして、毎月、未納通知、こういったものを遅らせていただきまして、納付の喚起をしております。また、中には期限ごとにきちんとした金額を納めていただいている方もございまして、これらにつきまして、あと承諾ではありますけど、毎回毎回入らせていただいている方もございます。そういった中で今後協議をしていった中で、徴収率のアップに努めていきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之）1 番 中村長男君

○1 番（中村 長男）ある程度、状況わかりますと安心するわけなんですけど、ただこういう形がある程度改善されますとかなり町財政のほうも決して裕福ではございませんので、ひびいてまいります。それにつきましての改善策等も組入れの中でひとつ・・・しまして貸付金のほうがうまく回っていきますようお願いをしたいと思います。

また、これは不能の場合の対応につきまして参考までにおききしておきたいと思っております。個人の状況の中で苦しい方、どうしても返済のほうに苦しい場合に対応策があるのかどうかだけ 1 点だけお聞きしておきます。

○議長（中瀬 信之）税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明）今現在、小額で納付をいただいている方につきましてはそれなりに事情のある方というふうなこともございまして、それなりに時期をみはかりまして、承諾の金額をもう少し増額できないかというふうな話もしておるところでございます。

○議長（中瀬 信之）1番 中村長男君

○1番（中村 長男）状況も苦しいかと思えますけど、ひとつ慈愛のある態度のなかへ取り込んでいただきまして、そういう方がひとりでも減っていくような形の中でご指導いただくような形でひとつ進めていただくようお願いをしておきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

まず、反対討論の発言はありますか。

（「議事進行」の声あり）

これで、討論を終了します。

これから、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です

したがって、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第6 議案第45号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてないし、日程第9 議案第48号 町税条例等の一部改正についてを一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第45号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の法律改正に伴う通達及び「学校教育法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、小中一貫教育を行う新たな学校の種類として「義務教育学校」が制度化されたこと等により、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明いたさせます。

議案第46号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の全部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年8月6日付人事院勧告の実施及び「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、職

員の仕事と育児の両立を推進するための通達があり、本条例の全部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

議案第 47 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく「地域おこし協力隊員」を募集・採用するにあたり、その報酬を定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第 48 号 町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「地方税法」の一部改正等に伴い、法人に係る町民税の税率の引下げ、軽自動車税に係る種別割の創設及びグリーン化特例の 1 年延長、個人に係る町民税に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設、その他の規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

以上よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中瀬 信之）総務課長 田間宏紀君

○総務課長（田間 宏紀） それでは所管いたします 2 議案につきまして補足説明を申し上げます。まず、議案第 45 条 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

本議案は、町長、提案説明のとおり、地方公務員法の一部を改正する法律および学校教育法の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、改正するものでございますが、国からの法律改正に伴う通達、準則が遅れ 3 月定例議会に議決をいただいた本条例の一部を再度改正をいたすものでございます。それでは議案書 3 ページ新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。第 3 条第 3 項、10 条 2 の条文改正でございますが、第 2 条第 3 項の再任用短時間勤務職員、同条第 4 項の任期付き短時間勤務職員における第 3 条の週休日及び勤務時間の割振りまた、第 10 条の 2 の勤務外勤務代休時間の規定条文を精査したもので、内容的に変更するものではございません。次に下段のほうの第 10 条の 3 でございます。この改正につきましては、先に申し上げました学校教育法の一部改正により、小中一環教育を行なう新たな学校の種類として、義務教育学校が制度化されたことによるものであります。なお附則につきまして法律改正にあわせ交付の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適応するといたしております。

次に議案第 46 条 玉城町職員の育児休業に関する条例の全部改正について補足説明

を申し上げます。

この条例に関しましても、平成 27 年 8 月 6 日付けの人事院勧告の実施により地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことに伴う条文の全部改正でございますが、この主な内容といたしましては適切な公務運営の確保に配慮しつつ、フレックスタイム制の拡充を図るということをしたもので、これらのことによりまして職員の勤務に関する本条例が改正する必要が生じ提案するものであります。先の議案同様に国からの法律改正に伴う通達、準則の遅れによりまして今期の提案に至ったものでございますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは議案書 7 ページをお願いしたいと思います。第 1 条につきましては、見出しのほうを主旨から目的に変更するものであり、7 ページから 8 ページの第 2 条関係でございます。育児休業することができない職員の条文の整備でございます。

次 8 ページの第 2 条の 2 では育児休業法第 2 条第 1 項の条で定める日の規定条文の追加をいたしておるところでございます。これらは一定の条件を満たす非常勤の職員にも育児休業規定を適用されることになったことからございまして、9 ページ下段からの第 2 条の 3、次ページ 3 条につきましては改正前からの条文で条ずれ、また、第 2 条の 2 の追加に伴う整備でございます。

次に 11 ページの第 4 条から第 8 条までは改正前と同じ条文内容でございまして、一部語句訂正を行っておりますが、内容に代わるものではございません。また、国、県からの準則等と比較調整を行なう必要性から、第 9 条におきましては、削除と明記をさせていただいております。その関係で 12 ページの第 10 条から 15 ページの 17 条までにつきましては条ずれ改正また、語句訂正の内容でございます。16 ページの方に行きまして、第 18 条につきましても、先の第 9 条と同様に削除と言う形で明記をさせていただいております。第 19 条、第 20 条につきましては先の削除に伴います条ずれ、そして一部字句の訂正でございます。17 ページ 21 条におきましては第 2 条と同様に部分休業することができない職員の条文を整備いたすものでございまして、第 22 条のほうにつきましては、フレックスタイム制度の拡充、非常勤職員への適用というふうなことに伴います条文の整備の内容でございます。18 ページ 23 条から 25 条につきましては、条ずれ改正、一部語句の訂正をいたすものでございます。先の議案同様に附則におきまして法律改正に併せまして、交付の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 から適用するをいたしてございます。以上、簡単ではございますが関係いたします 2 議案に補足説明といたします。どうぞご審議賜りご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明） 議案第 48 号 町税条例等の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

この改正につきましては、地方税法の一部が改正され本条例の一部を改正するもので

あります。補足資料 条例改正新旧対象表の3ページ、条例改正議案25ページをご覧ください。

まず、第18条の2の改正でございますが、災害等による期限の延長については、規定条文整備で、第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改めるものです。

次に、第18条の3の改正、納税証明事項については、従来の軽自動車税が、軽自動車税の「種別割」となったことによる条文の整備でございます。

次に、第19条の改正、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金については、延滞金の利率やその計算期間について定めたものの条文の整備です。

次に、新旧対照表4ページ、改正議案26ページ、第34条の4の改正ですが、法人税割の税率)についての条文整備で、第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6」に改めるものでございます。

次に、第43条の改正、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)については、一定の場合における個人町民税の延滞金の除算期間の改正による条文の整備です。

次に、新旧対照表6ページ、改正議案27ページ、第48条の改正、法人の町民税の申告納付については、一定の場合における法人町民税の延滞金の除算期間の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、改正議案28ページ、第50条の改正、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)については、一定の場合における法人町民税の延滞金の除算期間の改正に伴う条文の整備です。

次に、新旧対照表10ページ、改正議案29ページ、第56条の改正ですが、法改正に伴い該当する機構の名称変更などによる条文の整備でございます。

次に、第59条の改正、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)については、法改正に伴い該当する機構の名称変更などによる条文の整備でございます。

次に、第80条の改正、軽自動車税の納税義務者等)については、軽自動車税の体系の改正に伴う条文の整備ですが、従来までの軽自動車税に当たるものを「種別割」とし、廃止される自動車取得税に類似するものを「環境性能割」として軽自動車税に組み入れたことによる改正でございます。

次に、第80条の2の削除ですが、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の条ずれに伴う削除で、同内容のものを第81条の2に規定いたしました。

次に、新旧対照表11ページから13ページ、改正議案30ページ、第81条の改正ですが、改正前、軽自動車税の課税免除を改正後、軽自動車税のみならず課税とする条文の整備をし、次の8条を創設しました。

日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)について第81条の2で創設をいたしました。

環境性能割の課税標準について第81条の3の創設といたしております。

環境性能割の税率について第81条の4の創設といたしております。

環境性能割の徴収の方法について第81条の5の創設といたしております。

環境性能割の申告納付について第81条の6の創設といたしております。

環境性能割に係る不申告等に関する過料について第81条の7の創設といたしております。

環境性能割の減免について第81条の8の創設といたしております。

軽自動車税の課税免除について第81条の9の創設をいたしております。

次に、改正議案32ページ、第82条の改正、種別割の税率)については、軽自動車税の種別割の税率を定めた規定で軽自動車税の体系変更に伴うものによる条文の整備でございます。

次に、新旧対照表14ページ、改正議案33ページ、第83条の改正ですが、種別割の賦課期日及び納期)を定めた規定で、軽自動車税の体系変更に伴うものによる条文の整備です。

次に、第87条の改正ですが、種別割に関する申告又は報告について定めた規定で、軽自動車税の体系変更に伴うものによる条文の整備です。

次に、第88条の改正ですが、種別割に係る不申告等に関する過料)について定めた規定で、軽自動車税の体系変更に伴うものの条文の整備でございます。

次に、第89条の改正ですが、種別割の減免について定めた規定で、軽自動車税の体系変更に伴うものに伴い見出しを含み条文の整備をしております。

次に、改正議案34ページ、第90条の改正ですが、身体障害者等に対する種別割の減免について定めた規定で、軽自動車税の体系変更に伴うものによる条文の整備です。

次に、新旧対照表17ページ、次に、第91条第3項の改正ですが、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)について定めた規定で、軽自動車税の体系変更に伴うものによる条文の整備でございます。

次に、第139条の3第2項の改正ですが、特別土地保有税の減免)について定めた規定で、特別土地保有税の減免申請書の記載事項の個人番号の記載を削除、番号法関連に伴う条文の改正をいたしましたものでございます。

次に、新旧対照表18ページ、附則第6条の改正、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている場合に、一定のスイッチOTC薬を購入した場合の医療費控除の創設による条文の改正でございます。

次に、附則第10条の2の改正ですが、わがまち特例の対象となる再生可能エネルギーの発電設備に係る資産の追加に伴い、市町村の条例で定める割合の規定するもので、

項ズレなどを整備し5項を追加するもので、5項で 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とするもので太陽光発電設備を対象としたものでございます。

6項で 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定め割合は3分の2とするもので風力発電設備を対象としたものでございます。

7項で 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とするもので水力発電を対象としたものでございます。

8項で 附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とするもので地熱発電を対象としたもの。

9項で 附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とするものでバイオマス発電を対象としたもの。

次に、新旧対照表19ページ 改正議案35ページ、附則第10条の3第8号第5項の改正ですが、規定する条項等の字句の追加でございます。

次に、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、環境性能割創設に際して賦課徴収の特例を定めるもので、附則第15条の2の創設でございます。

次に、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例について、環境性能割創設に際して申告等の特例を定めるもので、附則第15条の3の創設でございます。

次に、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について環境性能割創設に際して税率の特例を定めるもので、附則第15条の4の創設でございます。

次に、改正議案36ページ、附則第16条の改正ですが、軽自動車税の種別割の税率の特例について種別割において一定の環境性能を有する4輪車等について規定された、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の期間延長とそれに伴う条文の整備です。

次に、新旧対照表22ページ、改正議案38ページ、第2条関係でございます。

附則第6条の改正ですが、軽自動車税の体系変更に伴うもので種別割が創設されたことや、それに伴い第82条で条文整備が行われたことに伴う条文の整備でございます。

次に、新旧対照表24ページ、改正議案39ページ、第3条関係でございます。

附則第5条の改正ですが、町たばこ税に関する経過措置については、町たばこ税に係る旧3級品の特例税率が廃止されることに伴う経過措置を定めた規定の条文の整備です。

以上で補足説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）以上で提案理由の説明は終わりました。

途中でありますが、10分間休憩をいたします。

(10 時 13 分 休憩)

(10 時 24 分 再開)

○議長（中瀬 信之）再開します。

次に、日程第 10 議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）ないし、日程 第 12 議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 9937 万 7000 円を追加し、予算総額を 57 億 8837 万 7000 円とするものであります。

債務負担行為・地方債の補正につきましては、田丸城跡石垣修復工事の発掘調査に不足の月日が見込まれることから工事費等を債務負担行為で新規計上し、地方債を減額計上しております。

歳入歳出の主なものは、国、県の追加事業、新規に事業採択を受けたもので、臨時福祉給付金事業をはじめ、社会保障・税番号制度システム整備、地域減災力強化推進事業、消防団員安全装備品整備事業であります。

また、今回、町指定文化財 玄甲舎の整備に活用するため、クラウドファンディングとして、ふるさと応援寄付金を増額し、ふるさと応援基金の文化・芸術活動を応援する事業へ積立する経費、町指定文化財 玄甲舎の整備の設計委託経費を計上しております。

緊急対策事業として、交通安全対策強化の経費、防災で家具転倒防止器具取付業務委託ほか防災関係経費を計上、活性化対策事業基金を繰り入れ山村振興事業特別会計へ繰り出す経費に充当するほか、当初予算に不足する経費、森林税に伴う事業経費の組み替え、財源措置として、前年度繰越金の増額計上であります。

なお、詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

議案第 50 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 116 万 8000 円を追加し、予算総額を 18 億 7401 万 3000 円とするものであります。

補正予算の内容は、今年度の課税所得の確定に伴う保険料の本算定を行ったものであります。

保険料については、24 年度に引き上げてから据え置いてきましたが、医療費の伸びが予想を下回る状況が続いているので、今年度は、財政調整基金から 5300 万円を取崩し保険料の引き下げを行いました。

今後もさらに積極的に健康づくりに取り組み、被保険者の健康保持、また国保財政の安定化を目指し、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明をさせます。

議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第 1 号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 2170 万 6000 円を追加し、予算総額を 1 億 2413 万 1000 円とするものであります。

補正予算の主な内容は、今年度実施いたします、ふれあいの館改修工事に伴う委託料及び工事費の予算を増額計上するものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明をさせます。

以上よろしく願いいたします。

○議長(中瀬 信之) 副町長 小林一雄君

○副町長(小林 一雄) 議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算(第 1 号)について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長(中村 元紀) 議案第 50 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)の補足説明をさせていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 中世古 憲司君

○産業振興課長(中世古 憲司) 議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第 1 号)について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日 9 日は、午前 9 時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(10 時 45 分 散会)